

インフレスライド【関東運用版】
新旧対照表(令和4年12月一部改正)

現 行	改 正
<p>インフレスライド工事請負契約書第25条【関東運用版】</p> <h3>インフレスライド(工事請負契約書第25条)</h3> <p>■適用対象工事</p> <p>(1) 基準日以降の工事期間(残工期)が2ヶ月以上あること。 (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とし、通達によるものとする。 (3) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても適用可能。 ※インフレスライドに基づく変更を実施した後であっても単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求可能。</p> <p>■請求日</p> <p>(1) スライド変更の可能性があり、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日である。 (2) 請求にあたっては、別紙様式1-1を用いて請求するものとし、その期限は、直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとし、請求は1回とする。 ※1: 上記「適用対象工事」に該当する工事であること。 ※2: 適用対象工事となることが想定される場合は、出来高確認の準備等があるため、<u>受発注者間で事前の協議(基準日など)をしておくこと。</u></p> <p>■基準日</p> <p>(1) 請求のあった日を基準とする。(請求様式に記載される「希望基準日」を基本とする。) (2) <u>スライド変更の為、出来高を確認する日である。</u> (3) 上記(1)により難しい場合は、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日とする。</p> <p>■スライド額協議開始日</p> <p>(1) 発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面により通知する。 (2) スライド額協議開始日は、先行指示等の契約内容に含まれていない事項等ある場合には、必ず、変更契約が整った後の日とする。(スライドする前の合意単価が必要) (3) 次回の契約変更(数量等)を行う前までに行うこと。</p>	<p>インフレスライド工事請負契約書第26条【関東運用版】</p> <h3>インフレスライド(工事請負契約書第26条)</h3> <p>■適用対象工事</p> <p>(1) 基準日以降の工事期間(残工期)が2ヶ月以上あること。 (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とし、通達によるものとする。(インフレスライドの申請時期を制限するものではない。また、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準(価格水準)の上昇により請負代金額の変動額が残工事費の1%を超えた場合、インフレスライドを請求することを排除しているものではない。) (3) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても適用可能。 ※インフレスライドに基づく変更を実施した後であっても単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求可能。</p> <p>■請求日</p> <p>(1) スライド変更の可能性があり、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日である。 (2) 請求にあたっては、別紙様式1-1を用いて請求するものとし、その期限は、直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとし、請求は1回を基本とする。(複数回のインフレスライドの申請を制限するものではない。) ※1: 上記「適用対象工事」に該当する工事であること。 ※2: 適用対象工事となることが想定される場合は、出来高確認の準備等があるため、<u>受発注者間で事前の協議(基準日など)をしておくこと。</u></p> <p>現行どおり</p>